お知らせ 市民税・県民税、所得税の申告のお知らせ

問 市民税課市民税第1係(内線2685)

申告期間 2月12日金~3月15日(月) ※今年度の申告相談会場は、3密を避けるため完全予約制

| 受付日 | | 2月 | | | | | | | | 3月 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|------------|-----|------------|-----------------|-----|-----|------------|------------|-----|------|-------|-----|---------------------------|------|------|-------|---------|------------|-----|-----|
| 会場 | 12日 | 15日 (月) | 16日 | 17日 (水) | 18 □ | 19日 | 22日 | 24日 (水) | 25日 (木) | 26日 | 1日 側 | 2日 (火 | 3日※ | 4 € | 5日 金 | 8日 9 | 9日(火) | 10日 (水) | 11日 (末) | 12日 | 15日 |
| 久喜市役所4階会議室 | 0 | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ふれあいセンター久喜3階会議室 | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 菖蒲総合支所4階第1集会室 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 栗橋総合支所2階会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 鷲宮総合支所4階会議室 | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | |

| | | 午前 | の部 | | | 午後の部 | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|--------|--------|--------|------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|--|--|--|
| 1 | 2 | 3 | 4 | (5) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11) | 12 | 13 | 14) | | | |
| 8時45分 | 9時15分 | 9時45分 | 10時15分 | 10時45分 | 11時15分 | 13時 | 13時30分 | 14時 | 14時30分 | 15時 | 15時30分 | 16時 | 16時30分 | | | |

> 予約コールセンター

申告相談会場での3密を避けるため、完全予約制となります。上記から希望する日程・時間帯を選び、予約をしてください。

- 2月1日月~3月12日金) 9時~ 17時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ■電話番号 ☎0480-47-0210 (専用直通電話番号) ※市民税課では予約できません。
- 申告相談希望日の前日 (例:2月22日月)の予約は2月19日 (金まで)
- ※各時間帯で受け付けできる予約人数に限りがございます。
- ※1つの時間帯で家族分もまとめて受け付けできます。
- ※聴覚に障がいのある方で、電話による予約が困難な場合は、ご希望の日時に直接申告相談会場にご来場ください。 受付で障害者手帳を確認させていただき、申告の受け付けをします。

申告期間中、市民税課の窓口では作成済みの申告書の 提出のみ受け付けます。また、各総合支所市民係(総合窓口) では、作成済みの申告書の市民税課への取次ぎのみ行い ます。申告の相談は申告相談会場で行ってください。

市民税・県民税の申告が必要な方

令和3年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、令 和2年中(令和2年1月1日~12月31日)に所得があり、 次のいずれかに該当する方。原則として、所得税の確定申 告をする方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ■給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出 されていない方
- ■給与所得、公的年金等に係る雑所得以外に所得があった方
- ■源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除 や寄附金税額控除等)を受ける方
- ※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書、課税(非課税) 証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料と なるため、収入のない方も市民税・県民税の申告が必要 な場合があります。
- ※申告内容により確定申告が必要な場合があります。(給 与所得者でそれ以外の所得の合計額が20万円を超える 場合や、公的年金等受給者で公的年金等に係る雑所得 以外の所得の合計額が20万円を超える場合など)

市民税・県民税の申告に必要なもの

- 1. 令和3年度 市民税・県民税申告書
- ※令和2年度分の申告書を提出された方に、1月末ごろ郵 送します。税務署からの依頼により、確定申告不要制度 に該当する方にも郵送する場合があります。
- 3. マイナンバーカード(お持ちでない方は①番号確認書 類と②本人確認書類をそれぞれ1つずつ)
 - ①通知カード/マイナンバーの記載がある住民票の写し または住民票記載事項証明書
 - ②運転免許証/パスポート/障害者手帳/在留カード /公的医療保険の被保険者証 等
- 4. 収入を証明する資料(給与や公的年金等の源泉徴収票、 支払調書、個人年金や満期保険金の支払明細書等)
- ※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は、それ ぞれの所得の収入金額と必要経費を事前に集計。
- 5. 控除を証明する資料(源泉徴収票に記載のないもの)
- ・国民健康保険税、国民年金等の控除証明書または領収書
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・学生証、障害者手帳 ・寄附金の受領証等
- ・医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、病院・薬局 ごとに合計) またはセルフメディケーション税制の明細 書および一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類